

市民参加条例及び施行規則

印西市

条文の構成と概要

<印西市市民活動推進課>

印西市市民参加条例の構成

<基本的事項>

目的（第1条）
定義（第2条）
基本理念（第3条）
市民参加における役割（第4条）



いんざい君©2011 Inzai City

<実施事項>

市民参加の対象（第5条第1項）

- ①基本的な計画等の策定・変更
- ②基本的な方針を定める条例の制定・改廃
- ③市民の権利等に関する条例の制定・改廃
- ④市民生活に重要な制度の導入・改廃
- ⑤規則で定める公共施設の設置の基本計画等の策定・変更
- ⑥その他市民参加を推進するため必要と認められる場合

市民参加の方法（第6条第1項）

- ①市民意向調査手続
- ②市民説明会手続
- ③市民意見公募手続
- ④市民会議手続
- ⑤審議会等手続

※第7条～第11条…上記手続の内容

※除外項目（緊急やむを得ない場合、金銭徴収、政策的判断を要しない場合など）

（その他、多様な市民参加の方法）

- ・市民提案手続（第6条第3項及び第12条）
- ・その他別に定める方法（第6条第4項）→市政ポスト、市長談話室、市長懇談会等

<推進体制>

市民参加推進委員会の設置（第13条）
市民参加実施状況の公表（第14条）

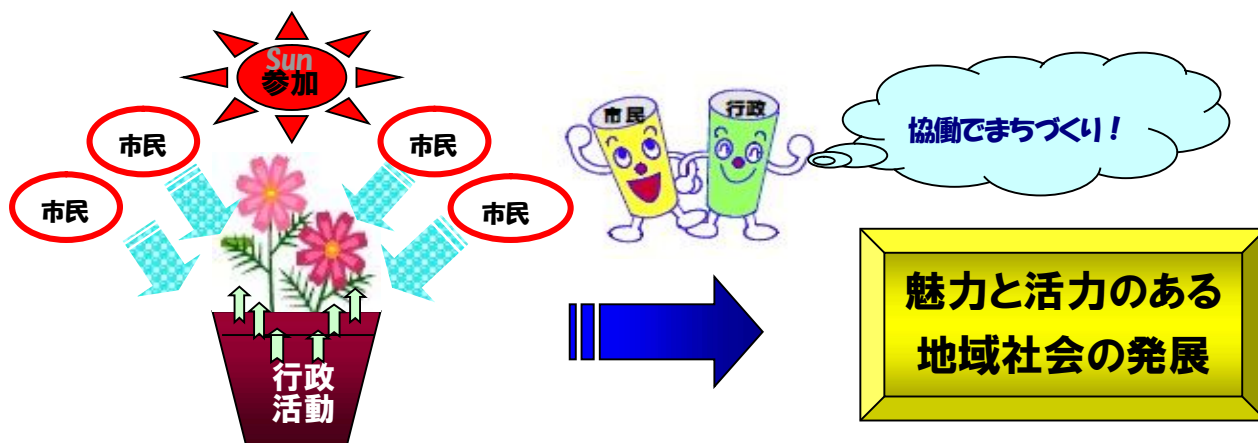
<委任等>

条例の見直し（第15条）
委任（第16条）

市民参加条例及び施行規則の構成

<基本的事項>

●目的（条例第1条）



●定義（条例第2条）

- (1) 市民…市内に住所を有する者
- (2) 市民等…市民のほか、市内に在住、在勤又は在学する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (3) 市…印西市における行政活動上の実施機関
- (4) 実施機関…市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (5) 行政活動…地方自治法第2条に規定する事務を処理するために実施機関が行う活動
- (6) 市民参加…行政活動の企画立案等において、市民等が自主的・主体的に行政活動に参加すること。
- (7) 協働…市民等と市が対等な立場で協力・連携しまちづくりを進めること。
- (8) 法令等…法律、政令、省令、条例、規則、要綱等
- (9) 審議会等…法律、条例に基づいて設置された附属機関、規則等により設置された懇談会等

●基本理念（条例第3条）

（1）市民参加の機会の保障

- ・市民参加の機会は、全ての市民等に保障される。
- ・市民参加は、市民等の参加の努力が生かされ保持される。

（2）市民等の視点を生かす

- ・年齢、性別、居住地等、それぞれの置かれた立場を尊重
- ・市民等の社会経験、創造的な視点を生かす。

（3）市民等と市の信頼、協力の関係

- ・市民等と市は、行政活動の効率性及び市民参加できない市民等に配慮し、互いを尊重し自らの役割を果たし協働することに努める。



●市民参加における役割（条例第4条）

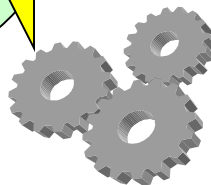
❁ 市民等の役割 ❁

- ①まちづくりの担い手を認識
＝市民参加によるまちづくりを推進
- ②自らの発言と行動への責任
- ③自主的かつ民主的な参加

・情報共有
・信頼・協力
・互いを尊重

❁ 市の役割 ❁

- ①情報の原則公開＝情報の共有
- ②企画立案段階からの市民参加
＝公正な参加の機会の確保
- ③市民参加の啓発、知識等の蓄積
＝職員研修等



◆ 公表の方法（規則第3条） ◆

- ① 掲示場への掲示
- ② 広報紙、ホームページへの掲載
- ③ 行政資料室、出先機関等での閲覧・掲示
- ④ その他の方法→町内会回覧など

<実施事項>

●市民参加の対象（条例第5条）

市民参加の対象として義務付けるもの（第1項）

①市の基本的な事項を定める計画等の策定・変更

→概ね5年以上の計画等（規則第4条第1項）

②市の基本的な方針を定める条例の制定・改廃

③市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃

④市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入・改廃

⑤規則で定める公共施設の設置に係る基本計画等の策定・変更

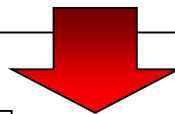
→用地費除く事業費が概ね5億円以上の施設（規則第4条第2項）

⑥その他市民参加を推進するため必要と認められる場合



◆除外項目…規則第4条第3項◆

- ・緊急、その他止むを得ない理由があるとき
- ・政策的判断を要しないとき
- ・市税の賦課徴収その他金銭徴収に関するもの
- ・公にすることができない情報が含まれる場合



●市民参加の方法（条例第6条）

行政発の参加の方法（5種類）…第1項関係

①市民意向調査手続

②市民説明会手続

③市民意見公募手続

④市民会議手続

⑤審議会等手続

第5条第1項の規定により市民参加を求める場合



企画立案段階から適切な方法で…
←左記の市民参加手続により実施

ただし、法令等に特別の定めがある場合は、その法令の手続きにより行う。

市民発の参加の方法…第3項、第4項関係

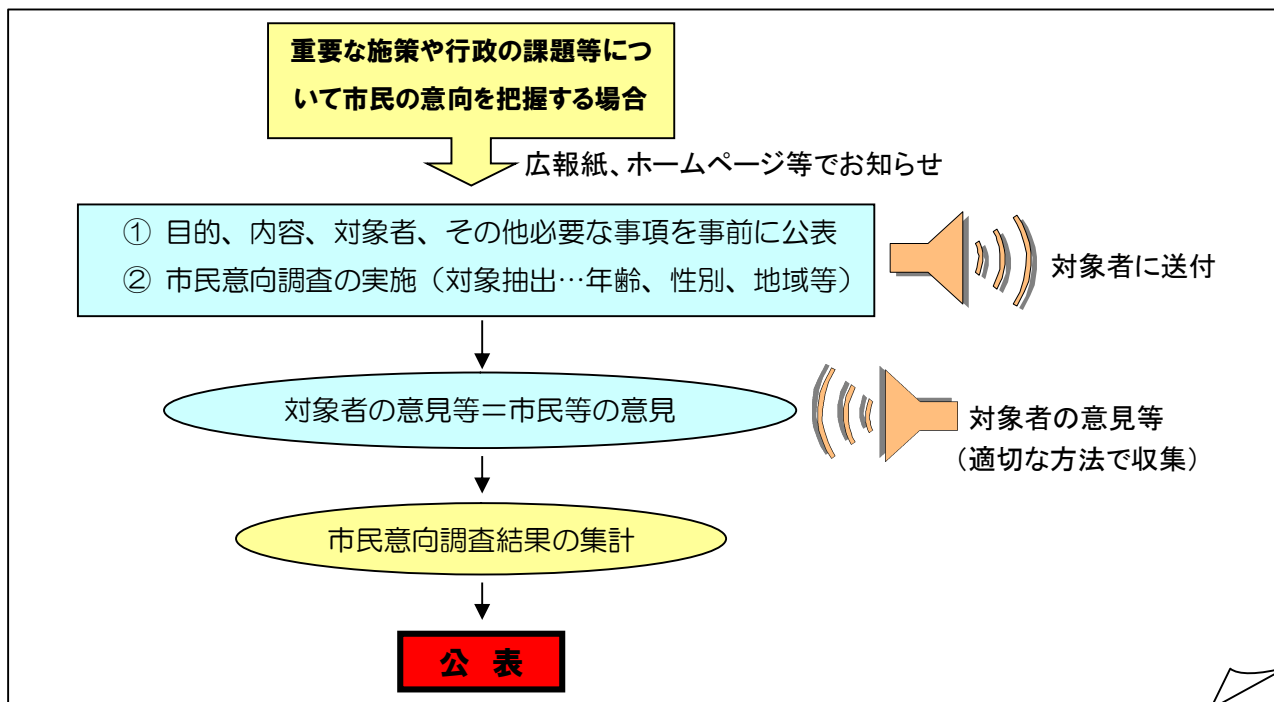
市民提案手続

→ 市民30人以上の連署で市へ提案

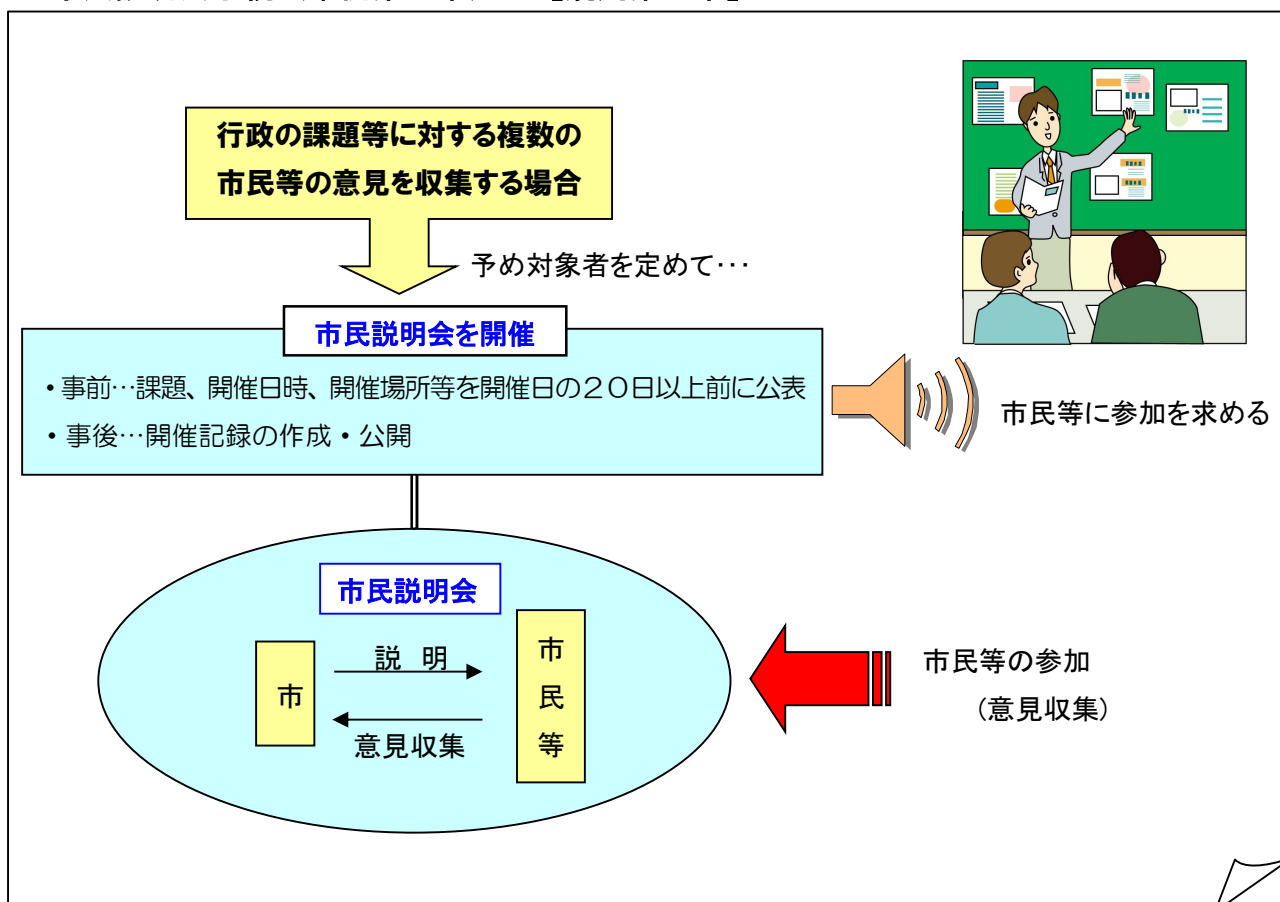
別に定める方法により市民等の意見の把握

→ 市政ポスト、市長談話室、市長懇談会など

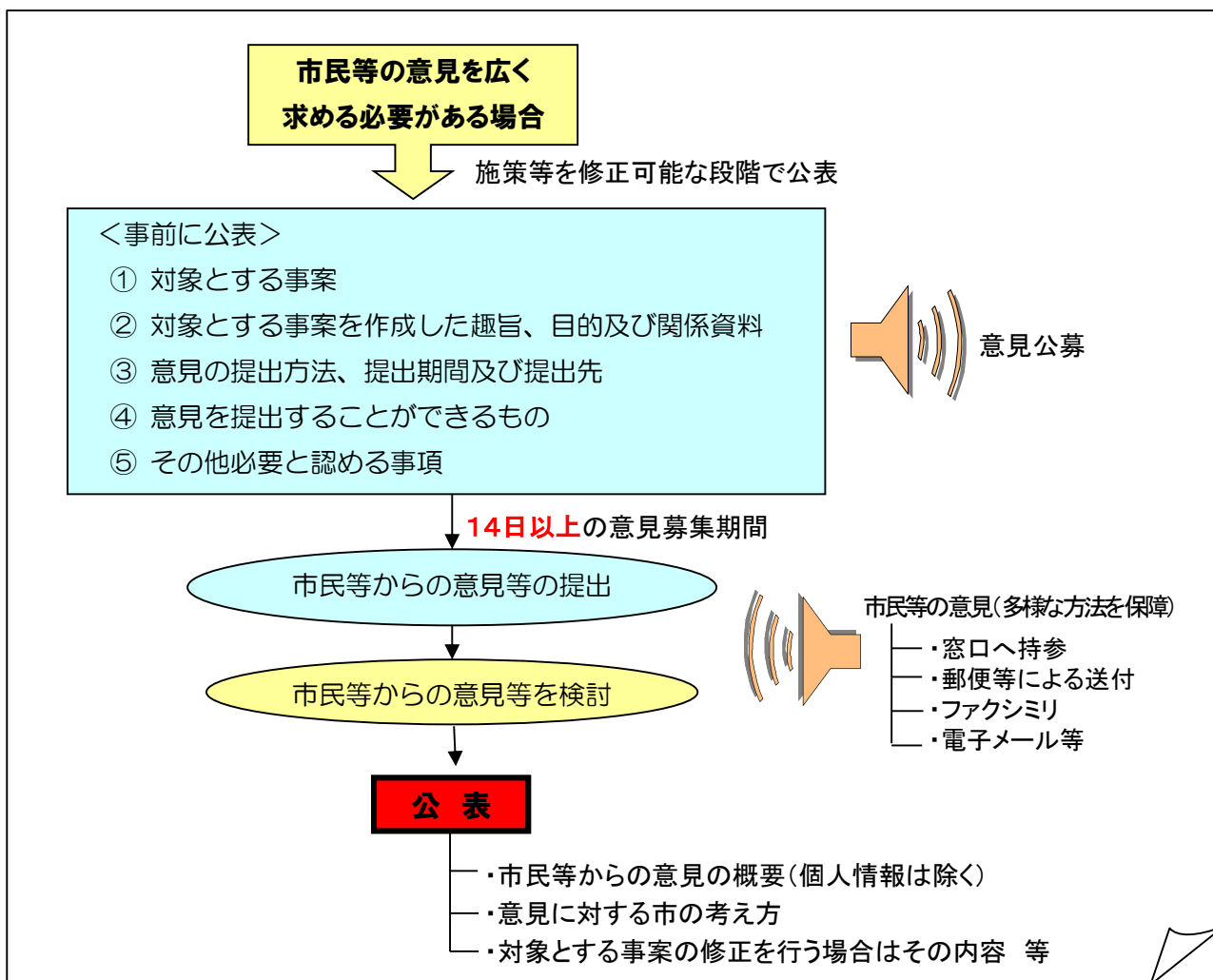
●市民意向調査手続（条例第7条）…【規則第5条】



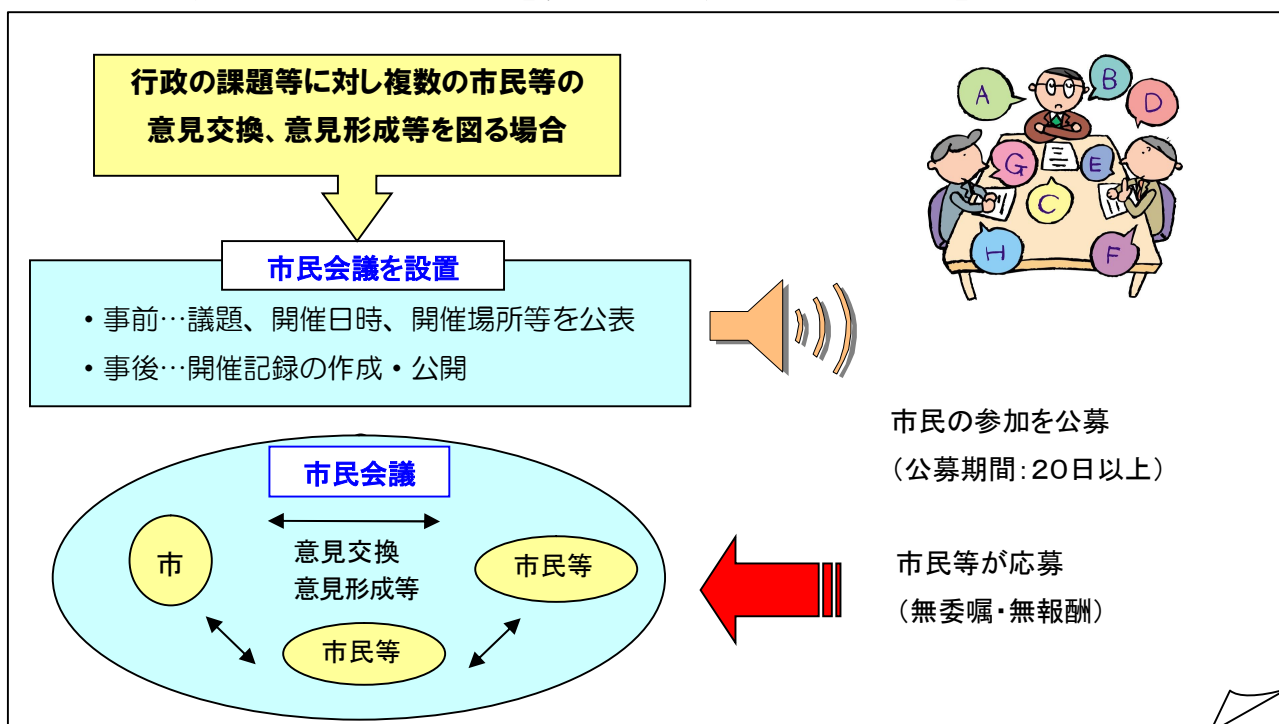
●市民説明会手続（条例第8条）…【規則第6条】



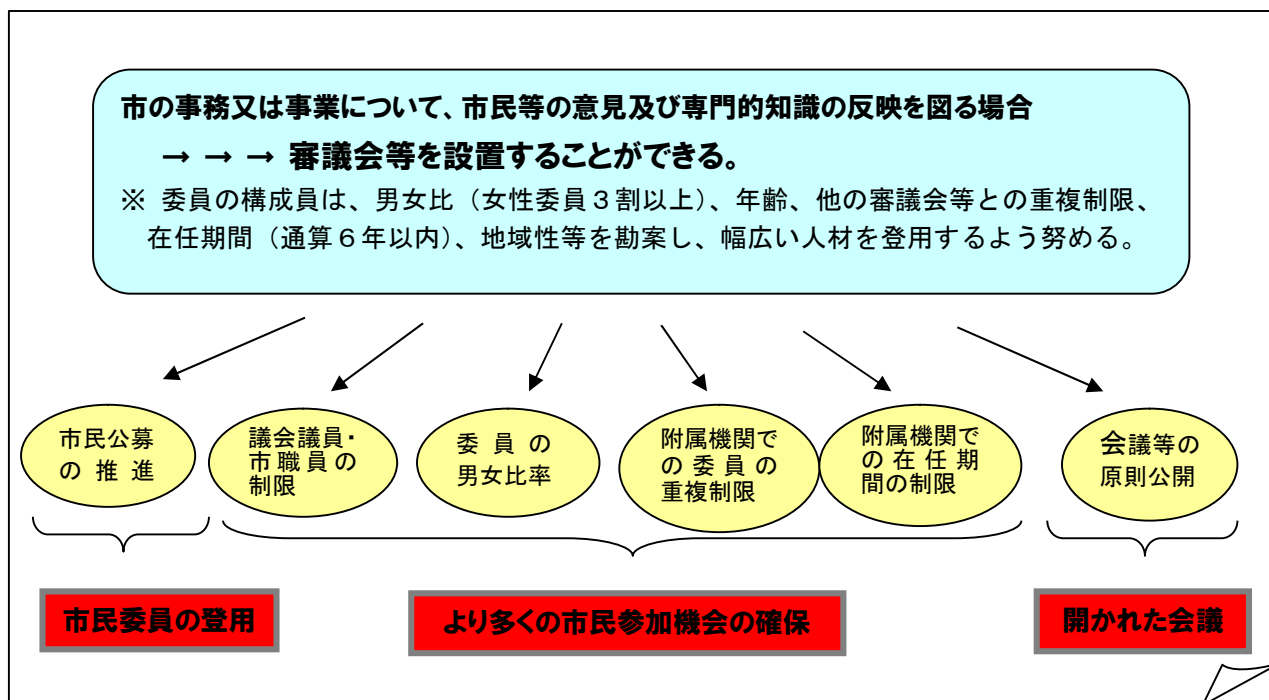
●市民意見公募手続（条例第9条）…【規則第7条】



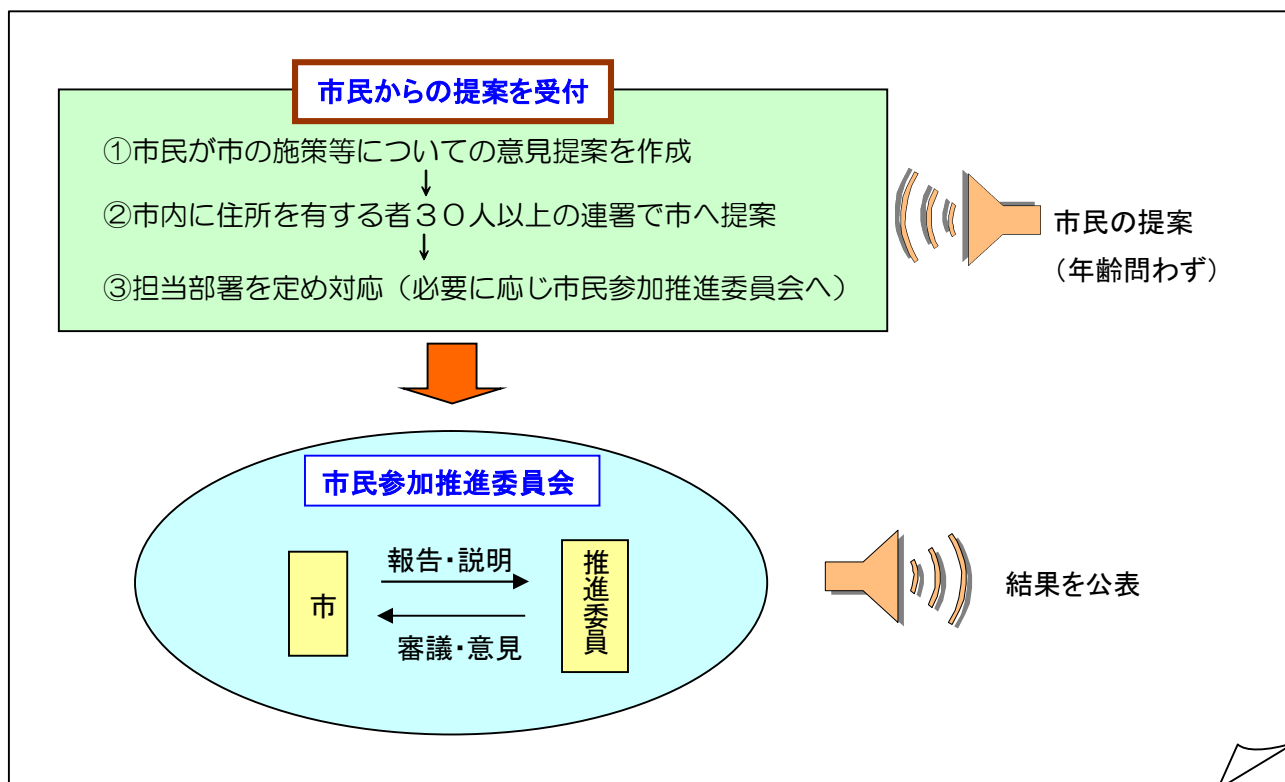
● 市民会議手続（条例第10条）…【規則第8条、第11～13条】



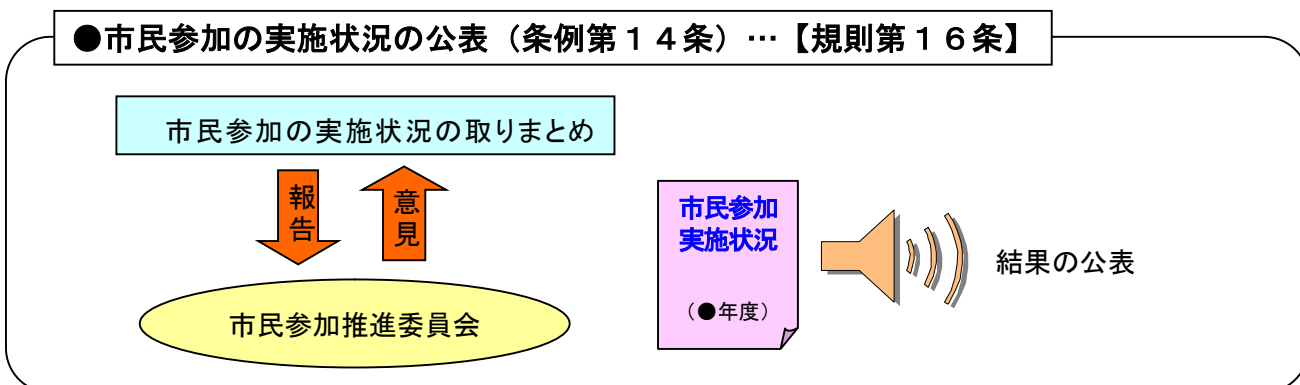
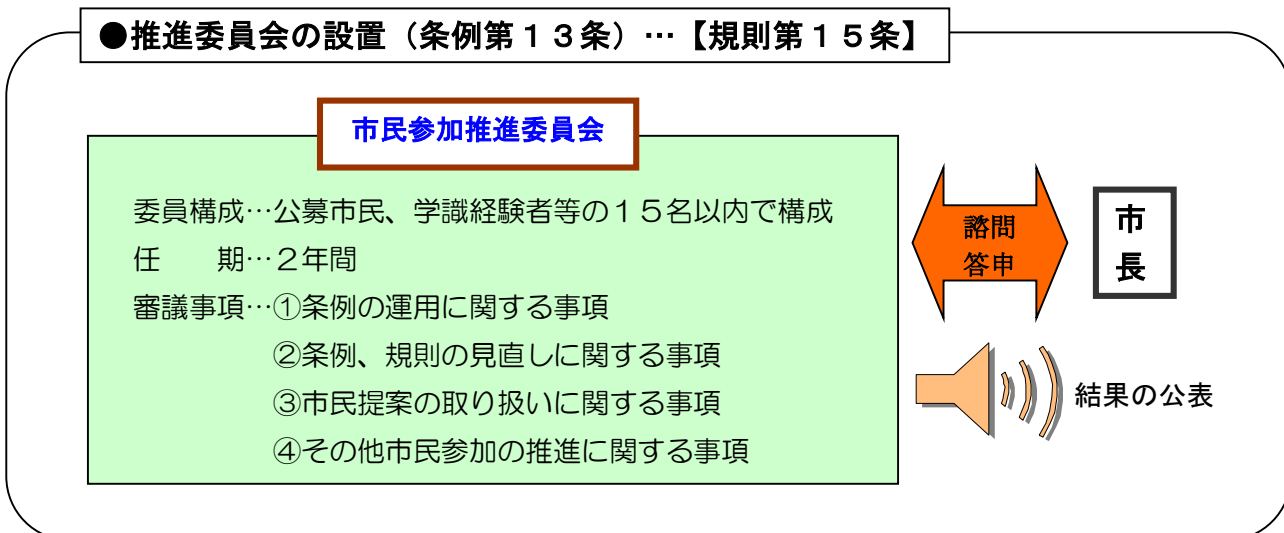
●審議会等手続（条例第 1 1 条）…【規則第 9 ～ 1 3 条】



●市民提案手続（条例第 1 2 条）…【規則第 1 4 条】



<推進体制>



<委任等>

